

○宮古島市公設市場条例

平成23年 1 月 5 日

条例第 8 号

宮古島市公設市場条例（平成17年宮古島市条例第156号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地産地消の推進と市民の消費生活の利便性の向上及び地域の活性化を図るため、農産物、水産物及びその他の食料品等を販売する店舗に供する施設として公設市場（以下「市場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宮古島市公設市場

位置 宮古島市平良字下里 1 番地

2 営業施設は、本館、別館及び青空市とする。

（営業時間）

第 3 条 市場の営業時間は、原則として午前 8 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

（休業日）

第 4 条 市場の休業日は 1 月 1 日から 1 月 3 日までとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

（入居許可）

第 5 条 市場に入居しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 入居期間は、1 年とする。ただし、これを更新することができる。

（譲渡及び転貸の禁止）

第 6 条 前条により許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、入居の権利を譲渡し、又は入居場所を転貸してはならない。

（使用料等）

第 7 条 使用料は、本館及び別館は 1 平方メートルあたり月額 1,350 円、青空市は 1 平方メートルあたり月額 600 円とし、毎月 5 日までにその月分を市長に前納しなければならない。ただし、本館 2 階部分及びその他の場所を占用使用

する場合の使用料は、隣接の使用料に準じて市長が定めることができる。

2 市長は必要に応じて市場の管理経費を徴収することができることとし、その額は規則で定める。

3 入居期間が1ヶ月に満たないときは、使用料等は日割り計算とする。この場合、使用料等の額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(使用料等の納付)

第8条 新たに入居許可を受けた者は、許可の日から5日以内にその月分の使用料等を市長に納付しなければならない。

2 既納の使用料等は、これを返還しない。

(立入検査等)

第9条 市長は、市場の管理上必要があると認めたときは、職員をして市場内に立ち入らせ、必要な検査又は調査を行わせることができる。

2 前項により立入検査を行う職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(原状変更)

第10条 入居者は、原状を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第11条 入居者の責めに帰すべき事由により市場をき損し、又は滅失したときは、入居者はこれを原状に復し、又はそれに要する費用の全額を賠償しなければならない。

(入居許可の取消し等)

第12条 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は入居を停止し、又は許可を取消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 他に入居者の使用を妨害したとき。
- (3) 使用料等を期間内に納めないとき。
- (4) 市長が公益上必要と認めたとき。
- (5) その他この条例又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。

(入居場所の変更等)

第13条 市長は、市場の管理上必要があると認めたときは、入居場所を変更、停止し又は許可を取り消すことができる。

(敷金)

第14条 市長は、入居者から2ヶ月分の使用料(使用料が変更された場合は、当該使用料の額)に相当する金額を敷金として徴収する。

2 前項に規定する敷金は、入居許可の日に納付し、入居者が立ち退くときこれを還付する。ただし、使用料等に未納があるときは、敷金のうちからこれに充当する。

(敷金の保管)

第15条 市長は、敷金を預金等、安全確実な方法で保管しなければならない。

2 前項の規定により保管して得た利益金は、市場施設の維持費に充てるものとする。

3 敷金には、利子は付けない。

(修繕費用の負担)

第16条 市場施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、入居者の責めに帰すべき事由による場合は、入居者の負担とする。

(返還時の検査)

第17条 入居者が入居場所を返還するときは、原状に回復し市長の検査を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市場の入居許可、入居許可の取消し並びに使用の制限及び使用の中止に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 使用料等の収納に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第20条 第18条の規定により指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市場の管理運営に関する事業計画書
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が指示するもの

(指定管理者の選定及び指定)

第21条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市場の管理を最も適切に行うことができると認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定する。

- (1) その事業計画書に、第19条に掲げる事業及び業務について具体的な計画が明示されていること。
- (2) その事業計画書において、市場の運営について市民の平等利用が図られていること。
- (3) その事業計画書において、市場の管理に係る経費縮減が図られていること。
- (4) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であること。
- (5) 市内に主たる事務所を有する者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために十分な能力を有する者であること。

(指定管理者の指定の取消し等)

第22条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第23条 市長は、第21条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は前条

第1項の規定によりその指定を取消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取り扱い)

第24条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第19条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業報告書の提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後2ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 市場の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 市場の使用料等の徴収の実績
- (3) 市場の維持管理にかかる経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による市場の管理の実態を把握するために必要な事項

(指定管理者の原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第22条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった市場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に関する読み替え)

第27条 第18条の規定により指定管理者が管理する場合は、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 利用料金は、第7条に規定する額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。